

魚津市告示第74号

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱の一部改正  
について

魚津市サテライトオフィス設置促進助成金交付要綱（平成30年魚津市告示  
第103号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>第1条－第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和9年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号－様式第6号 (略)</p>	<p>第1条－第12条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(この告示の失効)</p> <p>2 この告示は、<u>令和8年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第5条第1項に規定する申請に係る事案については、同日後もなおその効力を有する。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式第1号－様式第6号 (略)</p>

附 則

この告示は、公表の日から施行する。